

## 大口町内企業再投資促進補助金交付要綱

### (目的)

第1条 大口町内企業再投資促進補助金（以下「補助金」という。）は、大口町内に長年立地する事業者に対し、当該事業者が行う工場等の新增設等の再投資に係る事業に要する経費の一部を補助することにより、企業等の流出防止及び雇用の維持拡大を図り、もって町の商工業の振興と活性化に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 工場等 次に掲げる分野に該当する工場（電子計算機に係るプログラムの作成を行う事業にあつては、事業場）及び研究所をいう。ただし、物流施設、倉庫、事務所等製造又は開発機能を有さない部分が過半を占めるものを除く。
  - ア 次世代自動車関連分野（自動車関連を含む。）
  - イ 航空宇宙関連分野
  - ウ 環境・新エネルギー関連分野
  - エ 健康長寿関連分野
  - オ 情報通信関連分野
  - カ ロボット関連分野
  - キ 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年法律第40号）に基づく東尾張地域基本計画の指定集積業種の分野
  - ク その他大口町長が認める分野
- (2) 新增設等 工場等を新たに設置し、若しくは工場等を拡張し、又は既設の工場等の建物内に新たに機械設備を設置することをいう。
- (3) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律

第185号) 第3条第1項に規定する中小企業団体をいう。

- (4) 常用雇用者数 期間の定めのない雇用契約又は雇用契約の更新を前提とし、現に1年以上の雇用実績のある者で、雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条に基づく被保険者として雇用された者(パートタイマー、派遣労働者及び請負労働者を除く。)の数をいう。
- (5) 固定資産取得費用 地方税法(昭和25年法律第226号)第341条第1号に規定する固定資産(土地及び事務用品等製造又は開発に直接寄与しない償却資産を除く。以下同じ。)の取得に要する費用(消費税及び地方消費税相当額を除く。)をいう。
- (6) 町税 大口町税条例(昭和38年大口町条例第15号)第3条各号に規定する税目をいう。

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、大口町内において工場等の新增設等をする事業とする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 工場等の新增設等をする中小企業者(次に掲げる要件のいずれにも該当するものに限る。)
- ア 20年以上工場等が大口町内に立地し、かつ、25人以上の常用雇用者数を有する事業者であること。
- イ 原則として、補助事業に係る工場等の操業を開始した日から2年間は、25人以上の常用雇用者数を維持すること。
- ウ 当該工場等の新增設等に伴う固定資産取得費用の合計額が1億円以上であること。
- エ 愛知県新あいち創造産業立地補助事業の認定を受けていること。
- オ 過去に同一の工場等の同一事業において補助金及び愛知県新あいち創造産業立地補助金の交付を受けていないこと。

カ 大口町暴力団排除条例（平成24年大口町条例第13号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有している者でないこと。

キ 町税に滞納がない者であること。

(2) 工場等の新增設等をする事業者（次に掲げる要件のいずれにも該当するものに限る。）

ア 20年以上工場等が大口町内に立地し、かつ、100人以上の常用雇用者数を有する事業者であること。

イ 原則として、補助事業に係る工場等の操業を開始した日から2年間は、100人以上の常用雇用者数を維持すること。

ウ 当該工場等の新增設等に伴う固定資産取得費用の合計額が25億円以上であること。

エ 愛知県新あいち創造産業立地補助事業の認定を受けていること。

オ 過去に同一の工場等の同一事業において補助金及び愛知県新あいち創造産業立地補助金の交付を受けていないこと。

カ 大口町暴力団排除条例に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有している者でないこと。

キ 町税に滞納がない者であること。

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、当該工場等の新增設等に伴う固定資産取得費用の合計額に相当する額（以下「補助対象経費」という。）とする。

（補助率及び補助金の額）

第6条 補助率及び補助金の額は、次の各号に定めるところによる。

(1) 第4条第1号に該当する者に係る補助金の額は、補助対象経費の10パーセントに相当する額又は4億円のいずれか低い額以内とする。この場合において、その算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(2) 第4条第2号に該当する者に係る補助金の額は、補助対象経費の5パーセントに相当する額又は2億円のいずれか低い額以内とする。この場合において

て、その算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 補助金は、予算の範囲内において交付するものとする。

(補助事業の認定)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ、行おうとする補助事業について、町長の認定を受けなければならない。

(認定の申請等)

第8条 前条の規定による補助事業の認定を受けようとする者は、大口町内企業再投資促進補助事業認定申請書(様式第1)にその他必要な書類を添えて、工場等の新增設等に係る工事に着手する日(工場等の建物を賃借する場合は、その契約を締結する日)の30日前までに町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、認定の可否を決定するものとする。

3 町長は、前項の規定により認定の決定をしたときにあつてはその旨及び町長が必要と認める条件を大口町内企業再投資促進補助事業認定通知書(様式第2)により、不認定の決定をしたときにあつてはその旨及びその理由を大口町内企業再投資促進補助事業不認定通知書(様式第3)により認定の申請をした者に通知するものとする。

(審査会)

第9条 町長は、前条第2項の認定にあたり補助事業の内容を審査するため、大口町内企業再投資促進審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2 審査会の組織は別に定めるものとする。

(届出の義務)

第10条 第7条の規定による認定を受けようとする者又は第8条第3項の規定により認定の決定の通知を受けた者(以下「認定事業者」という。)は、次の各号に定めるときには、速やかに当該各号に定める書類を町長に届け出なければならない。

(1) 工場等の新增設等に係る工事に着手又は工事が完了したとき 工事(着

手・完了)届(様式第4)

(2) 新增設等に係る工場等の操業を開始したとき 操業開始届(様式第5)

(3) 工場等の操業を開始した日から1年及び2年をそれぞれ経過したとき 常用雇用者数報告届(様式第6)

(認定内容の変更等)

第11条 認定事業者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、町長の承認を受けなければならない。

(1) 第8条第1項の認定の申請の内容に変更があるとき。

(2) 補助事業に係る工場等の全部又は一部の操業を休止し、又は廃止するとき。

2 前項の規定による承認を受けようとする認定事業者は、大口町内企業再投資促進補助事業認定内容変更等申請書(様式第7)を町長に提出しなければならない。

3 町長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めたときは、大口町内企業再投資促進補助事業認定内容変更等承認通知書(様式第8)により当該認定事業者に通知するものとする。

(認定の取消し)

第12条 町長は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、当該認定を取り消すことができる。

(1) 補助事業の計画に著しい変更があったとき。

(2) 補助事業に係る工場等の操業を開始した日から補助金の交付の決定がなされるまでの間に当該工場等を著しく縮小し、休止し、又は廃止したとき。

(3) 町税を滞納したとき。

(4) 虚偽その他不正な手段により、認定を受けたとき。

(5) 法令若しくはこの要綱の規定又は第8条第3項の規定による認定の決定の通知において付された条件に違反したとき。

(6) 著しく信用を失墜する等町との信頼関係を損なう行為を行ったとき。

(7) 前各号に掲げるもののほか、町長が補助金を交付することが不適切である

と認めるとき。

- 2 町長は、前項の規定により認定を取り消すときは、大口町内企業再投資促進補助事業認定取消通知書（様式第9）により当該認定事業者に通知するものとする。

（権利の譲渡等の禁止）

第13条 認定事業者は、補助金の交付を受ける権利を譲渡し、又は担保に供してはならない。

（地位の承継）

第14条 前条の規定にかかわらず、認定事業者に相続、譲渡、合併、分割等による変更が生じたことにより、当該認定事業者が他の者に補助事業を承継し、かつ、当該補助事業が継続して行われる場合に限り、当該補助事業を承継する者は、町長の承認を受け、当該認定事業者の地位を承継することができる。

（交付の申請等）

第15条 認定事業者が補助金の交付を受けようとするときは、新增設等をした工場等の操業を開始した日から1年以内（これにより難しい場合にあっては、町長が認める日まで）に、大口町内企業再投資促進補助金交付申請書（様式第10。以下「交付申請書」という。）に町長が必要と認める書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、町費補助金等の予算執行に関する規則（昭和53年大口町規則第3号。以下「規則」という。）第6条の規定により補助金の交付を決定したときは、大口町内企業再投資促進補助金交付決定通知書（様式第11。以下「交付決定通知書」という。）により通知するものとする。

（申請の取下げ）

第16条 申請の取下げは、補助金の交付の決定の通知を受けた日から30日以内とし、その取下げは、その旨を記載した書面を町長に提出して行わなければならない。

（実績報告）

第17条 規則第10条の規定による実績報告は、第15条第1項の規定による交

付申請書の提出をもって、これに代えるものとする。

(補助金の交付)

第18条 補助金の交付決定を受けた認定事業者（以下「補助事業者」という。）は、交付決定通知書を受け取った日以後に、大口町内企業再投資促進補助金交付請求書（様式第12。以下「請求書」という。）を提出するものとする。

2 町長は、前項の請求書を受け取った日から起算して30日以内に補助金を交付するものとする。

3 補助金の交付は、次の各号のいずれかに該当する場合は2年間に分割して交付することができる。

(1) 第6条第1項第1号の規定により算出された補助金の額が2億円を超える場合

(2) 第6条第1項第2号の規定により算出された補助金の額が1億円を超える場合

(交付決定の取消し等)

第19条 町長は、規則第11条第1項の規定によるもののほか、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取消し、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 第12条第1項第3号から第6号までの規定に該当するとき。

(2) 補助事業に係る工場等の操業を開始した日から5年以内に当該工場等を著しく縮小し、休止し、又は廃止したとき。

(3) 虚偽その他不正な手段により、補助金の交付の決定を受けたとき。

(4) 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有する者であることが判明したとき。

(5) 前4号に掲げるもののほか、町長が補助金を交付することが不適切であると認めるとき。

2 前項第2号の補助金の返還額は、操業を開始した日から3年以内は全額、それ以外の場合は半額とする。

(加算金及び遅延利息)

第20条 補助事業者は、前条の規定により補助金の返還を命ぜられたときは、当該補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を返還した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した加算金を町に納付しなければならない。

2 前項の規定により、加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命ぜられた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金の額に充てられたものとする。

3 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを期限までに納付しなかったときは、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した遅延利息を町に納付しなければならない。

4 第1項の加算金及び前項の遅延利息に100円未満の端数があるとき、又はその金額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

5 町長は、第1項及び第3項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は遅延利息の全部又は一部を免除することができる。

6 第1項及び第3項に規定する年当たりの割合は、<sup>うるう</sup>閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

（財産処分の制限）

第21条 補助事業者は、補助事業により取得した固定資産を、町長の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、又は貸し付けてはならない。ただし、当該固定資産を取得後、5年を経過した場合はこの限りでない。

（報告及び立入検査）

第22条 町長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、当該事業者に対して必要な報告を求め、又は町職員に当該工場等への立入検査をさせることができる。

(その他必要事項)

第23条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年9月1日から施行する。
- 2 工場等の新增設等をする者が、平成24年9月1日から平成24年10月31日の間に工事に着手する場合における第8条第1項の適用については、「工場等の新增設等に係る工事に着手する日（工場等の建物を賃借する場合は、その契約を締結する日）の30日前まで」とあるのは「平成24年9月30日まで」とする。
- 3 この要綱の規定は、平成30年3月31日までに認定申請を行ったのち、平成32年3月31日までに操業を開始し、補助金の決定を受けた者について、適用するものとする。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

様式第1（第8条関係）

大口町内企業再投資促進補助事業認定申請書

年 月 日

大口町長 様

本社所在地

会社等の名称

代表者氏名

㊟

担当者（職・氏名）

連絡先

大口町内企業再投資促進補助金の事業認定を受けたいので、大口町内企業再投資促進補助金交付要綱第8条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 会社等の概要

- (1) 資本金
- (2) 従業員数
- (3) 業種（日本標準産業分類）
- (4) 大口町での立地場所及び立地年、常用雇用者数

2 新增設工場等の概要

- (1) 立地場所
- (2) 立地形態 ①工場 ②研究所
- (3) 建築概要等（位置図、敷地図、建築図面等を添付のこと）

①敷地面積  $m^2$

②建築面積  $m^2$

③延床面積  $m^2$

(4) 土地を除く固定資産取得費用

(内訳：家屋 千円、 償却資産 千円)

\*明細添付のこと

(5) 操業時常用雇用者数

(6) 操業等開始時期

(7) 事業概要（補助事業により主に製造又は研究する製品の内容）

(8) 他の補助金の申請 ① 有 ② 無

\* 有の場合は、その内容

(添付書類)

①補助事業により主に製造又は研究する製品を説明する資料

②今後（5年間）の事業の見通しを説明する資料

③法人に係る登記事項証明書、定款、パンフレット

④貸借対照表、損益計算書、事業報告又はこれに準ずるもの（直近の2事業年度分）

⑤常用雇用者数を説明する資料

様式第 2 (第 8 条関係)

大口町内企業再投資促進補助事業認定通知書

第 号  
年 月 日

様

大口町長



年 月 日付けで申請のありました大口町内企業再投資促進補助金の事業認定については、下記のとおり認定しましたので、大口町内企業再投資促進補助金交付要綱第 8 条第 3 項の規定により通知します。

記

- 1 認定日 年 月 日
- 2 立地場所
- 3 条件

(備考)

大口町内企業再投資促進補助金交付要綱第 10 条及び第 11 条に規定する事由が生じたときは、速やかに届出等を行ってください。

様式第3（第8条関係）

大口町内企業再投資促進補助事業不認定通知書

第 号  
年 月 日

様

大口町長



年 月 日付けで申請のありました大口町内企業再投資促進補助金の事業認定については、下記の理由により認定しないことを決定しましたので、大口町内企業再投資促進補助金交付要綱第8条第3項の規定により通知します。

記

理 由

様式第4（第10条関係）

工事（着手・完了）届

年 月 日

大口町長 様

本社所在地

会社等の名称

代表者氏名

印

担当者（職・氏名）

連絡先

大口町内企業再投資促進補助金交付要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり届け出します。

記

1 （着手・完了）年月日

年 月 日

2 工期

年 月 日～

年 月 日

3 立地場所

様式第5（第10条関係）

操業開始届

年 月 日

大口町長 様

本社所在地

会社等の名称

代表者氏名

㊟

担当者（職・氏名）

連絡先

大口町内企業再投資促進補助金交付要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり届け出します。

記

1 操業開始年月日

年 月 日

2 立地場所

様式第6（第10条関係）

常用雇用者数報告届

年 月 日

大口町長 様

本社所在地

会社等の名称

代表者氏名

㊟

担当者（職・氏名）

連絡先

大口町内企業再投資促進補助金交付要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり届け出します。

記

- 1 操業開始年月日 年 月 日
- 2 大口町内における立地場所及び常用雇用者数
  - (1) 立地場所
  - (2) 常用雇用者数 人（ 年 月 日現在）  
（うち、大口町内在住者数 人）
- 3 補助事業に係る工場等の立地場所及び常用雇用者数
  - (1) 立地場所
  - (2) 常用雇用者数 人（ 年 月 日現在）  
（うち、大口町内在住者数 人）
- 4 添付書類
  - (1) 常用雇用者数を説明する資料
  - (2) その他町長が必要と認める書類

様式第7（第11条関係）

大口町内企業再投資促進補助事業認定内容変更等申請書

年 月 日

大口町長 様

本社所在地

会社等の名称

代表者氏名

㊟

担当者（職・氏名）

連絡先

年 月 日付け 第 号で通知のありました大口町内企業再投資促進補助金の事業認定の内容について、大口町内企業再投資促進補助金交付要綱第11条第1項の規定により変更の承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 変更前
- 2 変更後
- 3 変更等の理由

様式第 8 (第 1 1 条関係)

大口町内企業再投資促進補助事業認定内容変更等承認通知書

第 号  
年 月 日

様

大口町長



年 月 日付けで申請のありました認定内容の変更等については、  
大口町内企業再投資促進補助金交付要綱第 1 1 条第 3 項の規定により承認します。

様式第9（第12条関係）

大口町内企業再投資促進補助事業認定取消通知書

第 号  
年 月 日

様

大口町長



年 月 日付け 第 号で通知した大口町内企業再投資促進補助金の事業認定については、大口町内企業再投資促進補助金交付要綱第12条第2項の規定により、下記のとおり取り消します。

記

- 1 認定日 年 月 日
- 2 立地場所
- 3 取消理由

様式第10（第15条関係）

大口町内企業再投資促進補助金交付申請書

年 月 日

大口町長 様

本社所在地

会社等の名称

代表者氏名

印

担当者（職・氏名）

連絡先

大口町内企業再投資促進補助金の交付を受けたいので、大口町内企業再投資促進補助金交付要綱第15条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 円

2 会社等の概要

(1) 資本金 円

(2) 総従業員数 人

(3) 業種（日本標準産業分類）

(4) 大口町内における立地場所及び立地年、常用雇用者数

ア. 立地場所

イ. 立地年

ウ. 常用雇用者数 人（ 年 月 日現在）

（うち、大口町内在住者数 人）

### 3 新增設工場等の概要

(1) 立地場所

(2) 立地形態 ①工場 ②研究所

(3) 建築概要等（位置図、敷地図、建築図面等について、認定申請時と変更ある場合は添付のこと）

①敷地面積  $m^2$

②建築面積  $m^2$

③延床面積  $m^2$

(4) 土地を除く固定資産取得費用 千円

（内訳：家屋 千円、償却資産 千円）

(5) 常用雇用者数 人（ 年 月 日現在）

（うち、大口町内在住者数 人）

(6) 操業開始時期 年 月 日

(7) 事業概要（補助事業により主に製造又は研究する製品の内容）

（添付書類）

①固定資産取得費用を証する書類（明細書及び領収書の写し）

②常用雇用者数を説明する資料

③認定申請時と変更のある場合は、建築概要等が分かる位置図、敷地図、家屋の配置図、及び建築図（平面図及び立面図）

④法人登記事項証明書（全部事項証明書）

⑤建築基準法の規定による検査済証の写し

⑥愛知県新あいち創造産業立地補助金の認定に関する書面の写し（第4条第2号に該当する者）

⑦その他町長が必要と認める書類

様式第11（第15条関係）

大口町内企業再投資促進補助金交付決定通知書

第 号  
年 月 日

様

大口町長



年 月 日付けで申請のありました大口町内企業再投資促進補助金の交付については、下記のとおり決定したので、大口町内企業再投資促進補助金交付要綱第15条第2項の規定により通知します。

記

- 1 補助金交付決定額 金 円
- 2 補助金交付年度及び交付額

様式第12（第18条関係）

大口町内企業再投資促進補助金交付請求書

年 月 日

大口町長 様

本社所在地

会社等の名称

代表者氏名 ㊟

担当者（職・氏名）

連絡先

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた大口町内企業再投資促進補助金について、大口町内企業再投資促進補助金交付要綱第18条第1項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 金 円

2 補助金の振込先

金融機関名	預金種類	口座番号	フリガナ 口座名義
銀行 信用金庫 農業協同組合	本店 普通 支店 当座		